

「平成27年度税制改正に関する要望」建議について

【問合せ先】

大阪商工会議所 経済産業部（近藤・小林・田中）

Tel : 06 - 6944 - 6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「平成27年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議した。この要望は、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業（株）代表取締役会長）で取りまとめたもの。
- 今回の要望の特徴は、来年度改正に向けて**最大の争点となる「法人税のネット減税の実現」と「消費税の軽減税率の導入回避」**を強調しているほか、「地方創生」「女性の活躍」など、**安倍改造内閣の主要政策に沿った税制措置**を盛り込んでいること。
- 具体的には、**法人実効税率の引き下げにあたっては**、単なる法人税の枠内での**負担の付け替えではなく、「法人税のネット減税」**に踏み切り、企業の活力増進による**経済のパイ拡大を通じた中長期の税収増**を目指すべきと強調。とりわけ、**外形標準課税など中小企業への課税強化には強く反対**している。
- また、中小企業への悪影響が大きく、社会保障財源を毀損する「消費税の軽減税率の導入」は回避するよう訴えている。
- 他方、安倍政権が目玉政策として掲げる、「地方創生」や「女性の活躍」の実現に向け、①首都圏以外に本店を置く企業の法人税を軽減する**「地域活性化税制」**や、②女性従業員が出産・育児期でも勤めやすい職場環境整備を後押しする**「女性の活躍促進税制」**の創設を提案している。
- 要望項目は、全52項目（うち新規要望：11項目）。

【特徴的な要望項目】

◆法人税のネット減税の実現（本文1～3ページ、12ページ）

- 政府が来年度からの法人実効税率引き下げを表明したことを歓迎。**法人実効税率を来年度から数年で20%台にまで確実に引き下げ**るとともに、20%台前半への早期引き下げに道筋をつけるよう求めている。また、この機会に、**大阪府・大阪市に対し**、長年の

懸案である地方税（法人事業税・法人住民税）の超過課税撤廃を強く訴えている。

- ただ、単なる法人税の枠内での負担の付け替えでは、税率引き下げ効果を大幅に減殺すると強調。とりわけ、中小企業への課税強化には強く反対している。

◆消費税の軽減税率の導入反対（本文 4 ページ）

- 与党税制協議会が提示した軽減税率導入案（平成 26 年 6 月 5 日公表）は、いずれも中小企業への悪影響が大きいうえ、社会保障財源を毀損することから、導入に断固反対。
- 具体的には、事務負担の著しい増大が必至であるほか、税率の線引きを巡り取引先・顧客・税務当局との間でトラブルが生じる可能性も高い。加えて、社会保障財源が毀損され、消費税率引き上げの本来の目的である持続可能な社会保障制度の構築も危うくなると主張している。

◆ローカル・アベノミクスの推進（本文 5 ページ）

- 安倍政権の重要政策である「地方創生」の実現に向け、①首都圏以外に本店・研究開発拠点などを設置している企業の法人税を軽減する「地域活性化税制」や、②東京に本店を置く企業が創業地などに寄附した額を税額控除する「企業版ふるさと納税」の創設などを求めている。

◆人材の確保・活用促進（本文 5～6 ページ）

- 安倍政権が目玉政策として掲げる「女性の活躍」に向け、女性従業員が出産・育児期でも勤めやすい職場環境整備を後押しする「女性の活躍促進税制」の創設を要望。具体的には、代替要員の確保など休職・短時間勤務に伴って発生した費用の税額控除、出産・育児などにより離職した女性を雇用した企業や指導的な地位に占める女性の比率が高い企業に対する法人減税を求めている。
- 他方、パート・アルバイトや建設作業員の給与引き上げなど人件費の負担増を和らげる「人材確保支援税制」の創設を要望している。

<添付資料>

資料 1：「平成 27 年度税制改正に関する要望」（フレーム）

資料 2：「平成 27 年度税制改正に関する要望」（本文）

以 上

平成27年度税制改正に関する要望 フレーム

～ 法人税のネット減税の実現を～

大阪商工会議所

基本認識

- 現下の最優先課題は、税財政・規制緩和などの政策を総動員し、景気を再加速させることである。税制面においても、法人実効税率を引き下げ、アジア諸国との競争条件を揃えるとともに、研究開発・設備投資の促進、海外市場開拓支援など、企業とりわけ中小企業の活力増進に明確に照準を合わせるべき。
- その際、「法人税のネット減税」による経済のパイ拡大を通じた中長期の税収増を目指すべき。当面の財源確保に拘り、法人税の枠内での負担の付け替えを図っては、せつかくの法人実効税率引き下げの効果が減殺される。とりわけ中小企業への課税強化は地域経済や雇用環境の悪化が危惧され、強く反対する。

I. 法人税のネット減税の実現

1. 法人実効税率の確実な引き下げ
2. 中小企業への課税強化回避
 - (1) 外形標準課税の課税強化反対
 - (2) 中小法人の定義縮小反対
 - (3) 中小法人の軽減税率の縮小反対
 - (4) 地方税の損金不算入化反対 ★
 - (5) 繰越欠損金制度の使用制限の拡大反対
 - (6) 同族会社の留保金課税の強化反対
 - (7) 減価償却制度の定率法の廃止反対
 - (8) 企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小反対
 - (9) 受取配当の益金不算入制度の縮小反対

III. 企業の活力増進による税収増の実現

1. ローカル・アベノミクスの推進
 - (1) 地域活性化税制(仮称)の創設 ★
 - (2) 企業版ふるさと納税(仮称)の創設
 - (3) 国家戦略特区税制の拡充
 - (4) 観光促進税制(仮称)の創設 ★
2. 人材の確保・活用促進
 - (1) 女性の活躍促進税制(仮称)の創設 ★
 - (2) 人材確保支援税制(仮称)の創設 ★
3. 富を生む技術力の強化
 - (1) 研究開発促進税制の拡充・恒久化
 - (2) 日本版パテントボックス税制の創設
4. 生産性向上に資する設備投資促進
 - (1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化
 - (2) 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化
 - (3) グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の拡充・恒久化
 - (4) 償却資産に係る固定資産税の廃止
5. 輸入原材料・エネルギーコスト高の影響緩和
 - (1) 輸入原材料高対応支援税制(仮称)の創設
 - (2) 節電対策税制(仮称)の創設
 - (3) 地球温暖化対策税の課税停止
 - (4) 軽油引取税の課税免除措置の延長 ★
6. 企業の海外展開支援
 - (1) 外国税額控除制度の見直し
 - (2) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し
 - (3) 海外展開損失準備金制度(仮称)の創設
 - (4) 海外市場開拓支援税制(仮称)の創設
 - (5) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充
 - (6) 国際的二重課税解消に向けた政府間交渉の強化
7. 起業・創業支援
 - (1) 法人版エンジェル税制の創設
 - (2) エンジェル税制の拡充
 - (3) ベンチャー支援税制の創設

II. 消費増税時の悪影響の抑止

1. 消費税の軽減税率の導入反対
2. 価格転嫁策の徹底など中小企業支援策の強化 ★
3. 二重課税の見直し
4. 不動産流通課税の見直し

IV. 地域経済を支える中小企業の経営基盤の強化

1. 事業承継税制の抜本強化 ★
2. 立地競争力の強化
 - (1) 事業所税の廃止
 - (2) 商業地等に係る固定資産税の軽減
 - (3) 特別土地保有税の廃止 ★
3. 事業再編の円滑化
 - (1) 特定の事業用資産の買い替え特例(圧縮記帳制度)の拡充・恒久化
 - (2) 適格合併の適用要件の緩和
4. 配当課税の廃止
5. 防災対策促進税制(仮称)の創設 ★

大阪府・大阪市に対する要望

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設
4. 節電実績に応じた地方税の特例(軽減)措置の創設
5. 国家戦略特区における地方税の減免措置の創設 ★

平成 27 年度税制改正に関する要望

～法人税のネット減税の実現を～

大阪商工会議所

わが国経済は、アベノミクス効果により総じて回復基調にあるものの、輸入原材料・エネルギー価格の高騰などコストアップによる経営圧迫、人手不足など供給面の制約、輸出数量の伸び悩みといった課題も多く、足もとでは一服感も見られている。

こうした中での最優先課題は、中小企業や地方を含めた日本経済の力強い「拡大均衡」実現に向け、税財政・規制緩和などの政策を総動員し、景気を再加速させることである。

そのため、税制面においても、法人実効税率を引き下げ、アジア諸国との競争条件を揃えるとともに、研究開発・設備投資の促進、海外市場開拓支援など、企業とりわけ中小企業の活力増進に明確に照準を合わせる必要がある。

その際重要となるのは、あくまで「法人税のネット減税」による経済のパイ拡大を通じた中長期の税収増を目指すことである。当面の財源確保に拘り、法人税の枠内での負担の付け替えを図っては、せつかくの法人実効税率引き下げの効果が減殺されるものと懸念している。とりわけ中小企業への課税強化は地域経済や雇用環境の悪化が危惧され、強く反対する。

かかる観点から政府・与党は、平成27年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印＝新規要望項目)

I. 法人税のネット減税の実現

政府が、来年度からの法人実効税率の引き下げを表明したことを歓迎する。ただし、その代替財源については、法人税の枠内での負担の付け替えではなく、企業活力増進や国内投資の拡大、雇用創出など経済のパイ拡大を通じた中長期的な税収増、税財政全体の見直し、歳出削減の徹底などによって確保されたい。ましてや、外形標準課税の強化や中小法人の軽減税率の縮小など中小企業への課税強化は、地域経済へのダメージが計り知れず、断固反対する。

1. 法人実効税率の確実な引き下げ

わが国の法人実効税率（現行：35.6%）は、主な競争相手国であるアジア諸国（アジア平均 22.5%）に比べ約 15 ポイント、OECD（平均 25.3%）やEU（拡大前 15 カ国：平均 26.3%）と比べても 10 ポイント近く税率格差がある。

海外企業との競争条件を改善するため、まずは第 1 段階として、法人実効税率を来年度から数年で 20% 台にまで確実に引き下げられたい。また、わが国の主な競争相手であるアジア諸国との立地条件を揃えるため、20% 台前半への早期引き下げに道筋をつけられたい。

2. 中小企業への課税強化回避

（1）外形標準課税の課税強化反対

賃金に課税する外形標準課税は、雇用拡大や賃金の引き上げが税負担の増大につながることから、諸外国では廃止・見直しが進められており、早急に撤廃すべきである。ましてや、その課税強化は、賃金引き上げ・雇用増大を目指す安倍政権の政策にも逆行するものと懸念している。政府・与党は、応益課税を課税強化の根拠としているが、まずは行政サービスに関する企業・個人それぞれの受益と負担の状況を明らかにし、その受益に応じた負担のあり方を検討すべきである。とりわけ厳しい経営環境の中で雇用を守っている赤字企業をはじめ、労働分配率が 8 割にも達する中小法人への適用拡大は、経営への悪影響が大きいというえ、雇用環境の大幅な悪化につながる可能性が高く、強く反対する。

（2）中小法人の定義縮小反対

税法上の優遇措置を受けられる中小法人の範囲（資本金 1 億円以下）は、現在でも中小企業基本法における中小企業（資本金 3 億円以下（製造業））に比べ限定されている。また、厳しい経営環境のもとで懸命の努力を重ねる中小企業への課税強化は、事業意欲の低下を招くことになり、中小法人の範囲縮小には強く反対する。

（3）中小法人の軽減税率の縮小反対

価格競争の激化、輸入原材料高、エネルギー価格の高止まり、消費増税など厳しい経営環境のもと、利益増大や雇用の維持・拡大に懸命に取り組む中小企業を支援するため、中小法人の軽減税率（15.0%/平成 27 年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（800 万円以下）の引き上げを図られたい。ましてや、その課税強化は、多くの中小企業に悪影響を及ぼすため、少なくとも 15.0%（適用期限：平成 27 年 3 月 31 日）の軽減税率は延長されたい。

（4）地方税の損金不算入化反対 ★

法人事業税や固定資産税などの地方税は、事業のコストであり、当然損金算入すべきものである。財源確保のために地方税を損金不算入にすることは、非合理であるうえ、地域で活動する中小企業への悪影響が大きいことから、強く反対する。

(5) 繰越欠損金制度の使用制限の拡大反対

繰越欠損金制度は、期間を定めず継続的に事業活動を行っている企業の事業年度間の税負担を平準化する制度であり、本来その使用を制限すべきではない（現行：所得金額の80%までに制限。中小法人は適用対象外）。ましてや、使用制限の拡大、とりわけ損益分岐点が高い中小法人に対する使用制限は、経営の安定性を大きく阻害することから、強く反対する。

また、欠損金の繰り戻し還付制度（現行：中小法人のみ適用）についても、完全適用と期間延長（現行：1年）を図られたい。

(6) 同族会社の留保金課税の強化反対

同族会社の留保金課税制度（現行：中小法人は適用対象外）は、明らかな二重課税であり、本来撤廃すべきである。ましてや、景気変動の影響を受けやすく、財務基盤強化が不可欠な中小法人に対する課税拡大は、自己資本の充実を阻害し、経営の安定性を損なうため、強く反対する。

(7) 減価償却制度の定率法の廃止反対

国際競争が激化する中、設備の新陳代謝を促し、企業の付加価値や生産性の向上を図ることが不可欠である。こうした中、資産導入の初期段階の負担を軽減する定率法の廃止は、企業とりわけ資金力に乏しい中小企業の新規投資の抑制につながる可能性があり、強く反対する。

(8) 企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小反対

わが国が持続的な発展を遂げるためには、法人実効税率を引き下げ、諸外国との競争条件を揃えるとともに、民間の攻めの取り組みを支援することが不可欠である。とりわけ、供給力強化や輸出数量拡大が急がれる中、研究開発・設備投資促進、中小企業の海外市場開拓など、企業の活力増進に資する租税特別措置は拡充すべきであり、縮小には強く反対する。

(9) 受取配当の益金不算入制度の縮小反対

税引き後利益から分配された株式配当への課税は、二重課税であり、法人の受取配当について全額益金不算入とされたい（現行：特定株式以外の株式の受取配当の益金不算入は50%）。ましてや、少数株式の受取配当などへの課税強化は、持ち合い株式や証券市場への悪影響が懸念されることから、強く反対する。

II. 消費増税時の悪影響の抑止

消費税の軽減税率導入は、中小企業の事務負担増大や税率線引きを巡るトラブル、社会保障財源の毀損など問題点が多く、回避すべきである。また、消費税率の再引き上げにあたっては、経済とりわけ中小企業への影響緩和に万全を期されたい。

1. 消費税の軽減税率の導入反対

現段階で、与党税制協議会から提示されている軽減税率の導入に向けた具体案は、いずれの場合でも、中小企業にとっては事務負担の著しい増大が必至であるほか、税率の線引きを巡り取引先・顧客・税務当局との間でトラブルが生じる可能性も高い。同時に、簡易課税制度の維持が実質的に困難になるとともに、免税事業者が取引から排除される懸念があるなど、中小企業に対する悪影響が特に危惧される。また、軽減税率は高所得者ほど恩恵が大きく、低所得者対策としては非効率なうえ、社会保障財源を毀損し、消費税率引き上げの本来の目的である持続可能な社会保障制度の構築も危うくなる可能性もあることから、導入に強く反対する。

2. 価格転嫁策の徹底など中小企業支援策の強化 ★

消費税率8%への引き上げに際しては、政府による対策の効果もあり、比較的円滑に販売価格への転嫁が進んでいる。しかし、依然として転嫁困難な中小企業も存在し、更なる税率引き上げが新たな収益圧迫要因となることが懸念される。そのため、「消費税価格転嫁対策特別措置法」の実効性を更に高め、広報活動の強化、優越的地位を利用した不公正取引の取締り強化など、円滑な価格転嫁策に万全を期されたい。また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の拡充・恒久化（本則化）など、中小企業の負担軽減措置を講じられたい。

3. 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いている。消費税率を引き上げる場合には、中小企業や景気への悪影響の緩和策を講じるとともに、二重課税解消のため、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）、印紙税などを軽減・廃止されたい。

4. 不動産流通課税の見直し

消費税との多重課税で、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。消費税率の再引き上げを控え、少なくとも不動産取得税の軽減措置（平成27年3月31日まで税率を3%（本則：4%）、土地に係る課税標準を2分の1に軽減）と登録免許税の軽減措置（平成27年3月31日まで所有権の移転登記を1.5%に軽減（本則2.0%））を恒久化（本則化）されたい。

Ⅲ. 企業の活力増進による税収増の実現

企業の活力増進を通じた税収増を実現するため、法人実効税率の引き下げなど国際的に不利な制度の改善に加え、研究開発・設備投資や人材の有効活用、海外展開など、次のような民間の攻めの取り組みを支援されたい。

1. ローカル・アベノミクスの推進

(1) 地域活性化税制（仮称）の創設 ★

東京をはじめ首都圏への企業の一極集中を是正するため、首都圏以外に本店や研究開発拠点など、企業の中核拠点を設置している企業の法人税を軽減されたい。

(2) 企業版ふるさと納税（仮称）の創設

東京一極集中を是正し、地方創生の一助とするため、本店を東京都に置く企業が創業地の地方自治体などに寄附を行った場合、個人の場合と同様、その一定割合までの額を東京都の法人事業税・法人都民税、法人税から税額控除できる、「企業版ふるさと納税（仮称）」の創設を検討されたい。

(3) 国家戦略特区税制の拡充

国内外からの投資を呼び込み、わが国成長の起爆剤とするためには、国家戦略特区のインセンティブを世界トップレベルに拡充することが肝要である。とりわけ、その要となる税制優遇措置について、5年間の法人所得課税（法人税・法人事業税・法人住民税）の免税と、それ以降のアジア諸国並み税率（アジア平均 22.5%）の先行適用をはじめ、研究開発・設備投資促進税制の大幅拡充、日本版パテントボックス税制や法人版エンジェル税制の先行実施など、思い切って制度を拡充されたい。少なくとも、地方自治体が独自に地方税の軽減措置を講じた場合、その軽減額を法人税の課税所得から除外するとともに、研究開発促進税制について、上乘せ措置（増加型・高水準型（適用期限：平成 29 年 3 月 31 日））や法人税額の特別控除措置（現行：控除限度額 30%（本則 20%）、適用期限：平成 27 年 3 月 31 日）を恒久化（本則化）されたい。

(4) 観光促進税制（仮称）の創設 ★

観光振興のためには、拠点となる宿泊施設の充実を図ることが肝要である。そこで、宿泊施設を新築・増改築した場合の特別償却または税額控除を認めるとともに、固定資産税を減免する措置を創設されたい。

2. 人材の確保・活用促進

(1) 女性の活躍促進税制（仮称）の創設 ★

女性が輝く社会を創造するため、出産・育児期でも勤めやすい職場環境を整備するとともに、女性の活躍の場を増やしていくことが肝要である。そのため、次のような措置を講じられたい。

- ・代替要員の確保など、休職・短時間勤務に伴って発生した費用や、事業所内託児所の設置費・運営費の一定割合を法人税額から控除する。
- ・出産・育児などにより離職した女性を雇用した企業や、女性を長期間継続雇用している企業、指導的な地位に占める女性の比率が高い企業に対し、法人税を軽減する。

(2) 人材確保支援税制（仮称）の創設 ★

従業員確保のため人件費が増大し、中小企業の経営を圧迫している。そこで、パート・アルバイトや建設作業員などの給与の引き上げ分、初任給の引き上げ分、採用活動費やインターンシップ受入費用の一定割合を法人税額から控除されたい。

3. 富を生む技術力の強化

(1) 研究開発促進税制の拡充・恒久化

産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を国を挙げて後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーなど成長分野や、中小法人に対する控除率（中小法人：12%、大法人：8～10%）を引き上げるとともに、現行の上乗せ措置（高水準型と増加型（適用期限：平成29年3月31日））と法人税額の特別控除措置（現行：控除限度額30%（本則20%）、適用期限：平成27年3月31日）の拡充・恒久化（本則化）を図られたい。また、専従規定の弾力化など適用要件を緩和し、中小法人が使いやすい仕組みに改善されたい。

(2) 日本版パテントボックス税制の創設

わが国が知的財産立国として大きく飛躍するため、研究開発の思い切った後押しはもとより、その成果物である知的財産を活用した高付加価値製品の製造拠点の国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。加えて、知的財産権の他企業からの取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

4. 生産性向上に資する設備投資促進

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

中小企業の競争力強化のため、中小企業投資促進税制（適用期限：平成29年3月31日）について、控除割合（現行：特別償却率30%（先端設備は即時償却）、税額控除率7%（先端設備は10%））の引き上げや、工場建屋など対象設備の拡大など制度を拡充したうえで、恒久化（本則化）されたい。

(2) 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小法人が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却できる少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成28年3月31日）について、対象資産の価額（現行：30万円未満）や取得合計上限額（現行：300万円）の引き上げなど制度を拡充したうえで、恒久化（本則化）されたい。

(3) グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の拡充・恒久化

中小企業における省エネ投資を促進するため、グリーン投資減税（現行：30%特別償却または7%税額控除（適用期限：平成28年3月31日）／太陽光発電・風力発電・コージェネレーション設備は即時償却が可能（適用期限：平成27年3月31日））について、中小法人に対する控除割合の大幅な引き上げや即時償却の対象設備の拡大、補助金と特別償却制度の重複適用など、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。また、太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備の設置によって、当該土地の税負担が増大しない措置を講じられたい。

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税などが課されている。国際的にも稀な償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。少なくとも中小法人が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額（現行：取得価額の5%）の撤廃など、法人税（減価償却制度）との評価方法の統一を図られたい。

5. 輸入原材料・エネルギーコスト高の影響緩和

(1) 輸入原材料高対応支援税制（仮称）の創設

輸入原材料価格の上昇が続く一方、厳しい競争下で価格転嫁が困難な中小企業を支援するため、輸入原材料に係る関税の軽減や、関税総額の一定割合を還付するなど、当面の負担軽減措置を講じられたい。

(2) 節電対策税制（仮称）の創設

電力不足・料金の高止まりは、懸命の経営努力を続ける企業とりわけ中小企業に過度な負担を強いている。そのため、節電対策のために生じた追加費用の一定割合を法人税から控除する措置を創設されたい。また、中小法人については、赤字法人でも活用できるように法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認められたい。

(3) 地球温暖化対策税の課税停止

燃料価格の高騰や、原子力発電所が長期間停止し、石油・石炭への依存度アップを余儀なくされる中、平成26年4月に税率引き上げが行われたことは誠に遺憾であり、即刻課税を停止されたい。とりわけ価格転嫁が困難な中小企業の経営や雇用に大きな悪影響が懸念されるため、少なくとも中小法人に対する負担軽減策を講じられたい。

(4) 軽油引取税の課税免除措置の延長 ★

エネルギーコストが上昇する中、地域インフラを支えるため、鉄道・船舶・港湾

運送などに対する軽油引取税の課税免除措置(適用期限:平成 27 年 3 月 31 日まで、本則 32,100 円/Kl) を延長されたい。

6. 企業の海外展開支援

(1) 外国税額控除制度の見直し

国際的な二重課税を解消するため、繰越超過額・余裕額の繰越期間(現行:3年)を延長するとともに、国内法人が赤字の場合には90%シーリングの適用除外とするなど、外国税額控除制度を見直されたい。

(2) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し

各国の法人税率引き下げが進んでおり(アジア平均 22.5%)、著しく税率が低いとされる軽課税国の判定基準(現行:トリガー税率 20%)を引き下げられたい。

(3) 海外展開損失準備金制度(仮称)の創設

中小企業の海外展開を支援するため、カントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

(4) 海外市場開拓支援税制(仮称)の創設

国内市場の縮小や経済のグローバル化が進展する中、中小企業においても海外市場への販路拡大が重要となっている。そのため、中小法人が海外市場開拓に要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(5) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

海外子会社利益の国内還流を促進し、国内の中小企業の経営基盤を強化するため、中小法人の海外子会社からの配当については、全額益金不算入(現行:95%)とされたい。

(6) 国際的二重課税解消に向けた政府間交渉の強化

国際的な二重課税を解消するため、その前提となる租税条約(現在 84 カ国・地域と締結)の締結・改定交渉を進められたい。その際、仲裁規定や相互協議の合意後でなければ移転価格に基づく更正ができない規定を租税条約に設けるなど、企業の海外展開を支援する観点から諸外国と積極的に交渉されたい。

同時に、OECDなどに働きかけ、各国の税務執行状況の実態調査を行うとともに、発展途上国も含め、ロイヤリティの算定方法や比較対象企業の選定基準に関する国際共通ルールを具体化・明確化するなど、課税リスクの軽減を図られたい。

また、企業の海外展開に伴う課税リスク軽減のため、租税条約や税務行政執行共助条約を結んだ国と協力し、発展途上国も含めた独立企業間価格の算定に資する共

通財務情報データベースの構築・情報公開を図るなど、予見可能性を向上されたい。
加えて、諸外国の税務情報の提供をはじめ、進出国の税務当局による不適切課税への対応マニュアルの整備、現地での相談機能の拡充など、中小企業の支援体制を強化されたい。

7. 起業・創業支援

(1) 法人版エンジェル税制の創設

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人がベンチャー企業に直接投資した場合に法人税を軽減する法人版エンジェル税制を創設されたい。

(2) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式への投資で得た譲渡益だけではなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

(3) ベンチャー支援税制の創設

資金力に乏しい起業家を支援するため、設立後5年間の法人税を免除されたい。また、ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多いことから、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

IV. 地域経済を支える中小企業の経営基盤の強化

地域経済の牽引役として雇用と富を生む中小企業の活力増進を図るため、事業承継税制の抜本強化など、経営基盤を強化する次の措置を講じられたい。

1. 事業承継税制の抜本強化 ★

中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。そのため、相続税の全額納税猶予（現行：8割の納税猶予）と5年後の納税免除や、対象株式総数の引き上げ（現行：発行済議決権株式総数の2/3）、雇用要件の更なる緩和（現行：5年間8割以上の確保（平成27年1月以降：5年間平均で8割以上））を図られたい。また、贈与税の納税猶予を受けている2代目から3代目の後継者へ再贈与した場合をはじめ、信託を利用した事業承継や親族外への低額譲渡を適用対象とするなど、事業承継税制を抜本強化されたい。

2. 立地競争力の強化

(1) 事業所税の廃止

都市部で事業を行う企業を対象に、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、相当の負担になっており、全廃すべきである。少なくとも地域の雇用を支える中小法人については直ちに廃止されたい。

(2) 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は大きく、地域の産業競争力を低下させており、商業地等に係る固定資産税負担を軽減されたい。少なくとも市町村条例によって商業地等の固定資産税負担を軽減できる条例減額制度（適用期限：平成 27 年 3 月 31 日）については、適用自治体に対して地方交付税措置を講じるなど、制度を拡充したうえで延長されたい。

(3) 特別土地保有税の廃止 ★

地価高騰の抑制を目的として導入された特別土地保有税（課税停止中）は、既にその課税根拠を失っており、速やかに撤廃されたい。また、土地の有効活用に向け、最適な時期での事業所建設や住宅開発を促すため、少なくとも非課税土地予定地や免除土地予定地などに係る徴収猶予額の猶予期間（平成 17 年度税制改正で猶予期間の延長を最長 10 年間に制限）を延長されたい。

3. 事業再編の円滑化

(1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

資産の有効活用と企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の 100%（現行：80%（適用期限：平成 26 年 12 月 31 日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積 300 m²以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。

(2) 適格合併の適用要件の緩和

企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

4. 配当課税の廃止

法人段階で法人税を課された後の利益から分配された株主配当に対し、個人の受取段階で、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。

5. 防災対策促進税制（仮称）の創設 ★

企業の大規模災害対策を後押しするため、地震や津波などに備え実施する事業所・

工場などの改修や移転に伴う負担を軽減する、防災対策促進税制（仮称）を創設されたい。具体的には、改修費の一定割合の法人税額控除や移転時の圧縮記帳制度の適用、耐震改修などに伴う資産価値の増加分に係る固定資産税・都市計画税の減免を認められたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。そもそも、地方において法人所得課税を課している国は稀であり、わが国の法人実効税率が高い一因となっている。地元企業が競争上不利とならないよう、政府の法人実効税率の引き下げの動きに合わせて、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市は、固定資産税の算定基礎となる負担水準が高く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。とりわけ、経営体力が乏しい中小法人に対する課税を軽減されたい。

3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

当地で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

4. 節電実績に応じた地方税の特例（軽減）措置の創設

事業活動の制約や追加費用の発生など、電力需要の逼迫によって当地の企業は大きな負担を強いられている。そのため、事業活動に対して課税している、償却資産に係る固定資産税、事業所税、法人事業税を節電実績に応じて軽減されたい。とりわけ厳しい経営環境にある中小法人については課税を免除するなど、大幅な負担軽減措置を講じられたい。

5. 国家戦略特区における地方税の減免措置の創設 ★

国内外から民間投資を大阪に呼び込むためには、当地の国家戦略特区制度の魅力向上が欠かせない。その要となる税制措置の魅力向上に向け、国家戦略特区に進出する企業についても、関西イノベーション国際戦略総合特区と同様、思い切った地方税（法人住民税・法人事業税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税・事業所税）の減免措置を講じられたい。

以上

要望項目数：全 52 項目、うち新規要望項目（★印）：11 項目
【昨年度】 要望項目数：全 49 項目

【建議先】

- 内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣官房副長官
内閣官房地域活性化統合事務局長
- 経済再生担当大臣兼社会保障・税一体改革担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）
内閣府副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、政策統括官（経済財政運営担当／科学技術政策・イノベーション担当／防災担当）、子ども若者・子育て施策総合推進室長、男女共同参画局長、地域活性化推進室長
- 政府税制調査会会長
- 金融担当大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁長官、総務企画局長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、自治財政局長、自治税務局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、審議官、主計局長、主税局長、関税局長、近畿財務局長
- 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長
- 厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官（労働担当）
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、経済産業政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、近畿経済産業局長
- 資源エネルギー庁長官、次長
- 特許庁長官、総務部長
- 中小企業庁長官、次長、事業環境部長、経営支援部長
- 国土交通大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、国土政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長
- 観光庁長官、次長、審議官、観光地域振興部長
- 環境大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、地球環境審議官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長
- 衆議院議長、参議院議長、衆議院財務金融委員長、参議院財政金融委員長、衆議院総務委員長、参議院総務委員長、衆議院経済産業委員長、参議院経済産業委員長
- 各政党の代表、自由民主党税制調査会会長・顧問・小委員長、公明党税制調査会会長、地元選出国會議員
- 大阪府知事、大阪市長

【(写) 送付先】

- 関西広域連合長
- 日本商工会議所会頭、大阪府下商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事